

令和 8 年 7 月 24 日

第94回世田谷区地域保健福祉審議会

午後 6 時30分開会

○会長 第94回世田谷区地域保健福祉審議会を開会する。

今日の審議会は、チームズ使用のオンラインでの会議と対面式を併用して開催する。

委員の出欠であるが、委員、委員、委員から欠席の連絡がある。少し遅れる委員もいる。

本日は今年度初めての審議であるので、組織の変更、資料の確認等について事務局から説明願う。

○保健福祉政策課長 忙しいところ、暑い中、さらに天候が不安定な中、世田谷区地域保健福祉審議会の出席に感謝する。

本日の審議会もマイクロソフトチームズ使用のオンラインと対面式の併用開催である。ウェブにて出席の委員の皆様へ発言方法について案内する。マイクはミュートに設定し、発言の際には画面上の挙手ボタンを押し、会長の指名を受けたらミュートを解除し、名前を言った後、発言願う。発言が終わったら再度ミュートに設定願う。また、各自での会議の録音、録画は遠慮願いたい。なお、区民傍聴、区側出席者も一部オンライン参加である。区民傍聴及び区側出席者はマイクをミュートにし、カメラもオフにしていきたい。

人事異動により出席する区職員に変更があった。本日出席の幹部職員のうち、異動があった職員は席次表に編かけをしている。

今年度、保健福祉領域では組織改編があり、保育待機児対策担当副参事を新設した。詳細は保健福祉領域組織図を確認願う。

本日の資料を確認する。

(資料確認、省略)

○会長 議事に入る。本日は審議案件 2 件、報告案件 6 件である。事項が重なるものもあるので、審議案件、報告案件を取り混ぜて扱う。

報告(1)第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の取組状況等について、審議(1)第10期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について(中間まとめ案)について、事務局から説明願う。

(高齢福祉課長 資料3 第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の取組状況等について、資料3-1 第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画取組状況(令和7年度実績)について説明、省略)

(介護保険課長 資料3-2 介護保険事業の実施状況(令和7年度集計

速報版) について説明、省略)

(高齢福祉課長 資料1 第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について(中間まとめ案)について、別紙 第10期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について《答申の中間まとめ(案)》について説明、省略)

(介護保険課長 別紙 第10期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について《答申の中間まとめ(案)》について説明、省略)

○会長 本件について質問等はあるか。

○委員 資料1 別紙の53ページ、3、介護人材の確保及び育成・定着支援について、介護人材が不足する最大の原因が分かりにくい。(2)現状と課題の下から3段落目に「大変な仕事というイメージが依然強くあります」、「やりがいのある仕事として認識してもらえるよう」とあるが、報酬が低いことが根本ではないかと認識している。(3)取組みの取組み内容に「処遇改善」とあるが、(2)現状と課題では、「やりがい」や「魅力」という言葉であり、根本原因を書いていない。

54ページ、処遇改善に向けた取組は、事業者向けの宿舎に係る経費の助成や職員研修費の助成であり、職員自体に直接届くものがぴんとこないので、あったほうがいいと思う。報酬が低い人たちから直接自分たちの報酬にならないのかと不安が出ると危惧するが、考え方をお聞かせ願う。

○高齢福祉課長 介護職員の給与、報酬は国の介護報酬制度で決められており、処遇改善も処遇改善加算で国の制度で定められているので、区でできることを目標に入れている。例えば宿舎借り上げは家賃部分の補助になるので、結果的には介護従事員の給与的、生活の支えになる。区ができることで、人材確保、育成・定着支援を中心にまとめている。

○委員 ほかの自治体では、直接職員へ給与を補助する制度を行っている。制度として絶対にできないのか、やりようによったらできるのか、詳しくお聞かせ願う。

○高齢福祉課長 ほかの自治体で給与への補助を行っていると認識しているが、我々としては、その部分は国が報酬制度の中でやり、それ以外を区が支援すると大原則として考えて進めており、それを基にした取組状況を載せている。

○委員 区の考え方としてはやろうとしていないが、立てつけとしては出来得る理解でいいか。

区としては、それはやらないとか、やると書いたほうがすっきりすると意見する。

○会長 部会の取りまとめもやっている立場から話すと、行政には国、都道府県、市区町村があり、それぞれ何に責任を負っているかというメインの責任がある。介護報酬、医療でいえば診療報酬等は、国の責任で、国が基準を決めてやっているの、まず国の責任である。報酬が低いことが人手不足を招いているとの認識はみんな持っているの、例えば今年は3年に1度の介護報酬改定の年に当たらないのに、6月から介護報酬の引上げをやっている。世田谷区の立場としては、そういうことも含めた上で来年度の保険料を決めなければならないが、それは保険料にも影響する。

さらに上乗せをすることになると世田谷区独自の仕事になるが、財源は介護だけではなく、各部局で必要であるので、区全体での優先度もあるとの認識の上で、まず区として、人材確保で一番責任を負い得る部門はどこかに着目して、国などが直接やっていない宿舍の借り上げ等をやるのが介護事業者の経営支援になる、ひいては職員確保にも好影響を与えるのではないかという考えで記述している。

委員の意見もあるが、計画策定の立場からすると、それよりも区としてやることをポジティブに書いたほうがいいという整理をしているので、理解願いたい。

○委員 現状と課題では、分析として、定着しない原因にもう少し言及したほうがいい、区としてはここまでであるという書き方のほうがすっきりすると思う。やりがいや魅力では、本当はそこではないの、という突っ込みがありそうである。

○会長 離職原因は必ずしも処遇面だけではない。意見は受け止め、部会の審議でも考えていきたい。

ほかにいかがか。

(なし)

○会長 報告(2)第3期世田谷区認知症とともに生きる希望計画(中間まとめ)について、事務局から説明願う。

(介護予防・地域支援課長 資料4 第3期世田谷区認知症とともに生きる希望計画(中間まとめ)について、別紙 第3期世田谷区認知症とともに生きる希望計画策定にあたっての考え方について《答申の中間まとめ》について説明、省略)

○会長 本件について質問等はあるか。

○委員 本人や当事者の声を入れる取組が素晴らしいと思う。幅広く出会いに行かれたこ

とが全体でも進むとよいと感じる。

○会長 ほかにいかがか。

(なし)

○会長 報告(3)せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの令和7年度実績の報告等について、報告(4)世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正素案に向けた検討について、審議(2)次期せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー策定にあたっての考え方について(中間まとめ案)について、事務局から説明願う。

(障害施策推進課長 資料5 セタがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの令和7年度実績の報告等について、資料5-1 セタがやインクルージョンプランの成果目標と実績、資料5-2 障害福祉サービス等の計画と実績兼成果目標達成のための活動指標、資料5-3 地域生活支援事業の計画と実績、資料6 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正素案に向けた検討について、資料2 次期せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定にあたっての考え方について(中間まとめ案)について説明、省略)

○会長 本件について質問等はあるか。

○委員 資料2の42ページ、人材の確保・定着・質の向上について、関連する施策番号は今後反映とあるが、82ページ、83ページの124や125を指しているのか。

○障害施策推進課長 こちらをひもづける。

○委員 ここら辺が入るのか。

○障害施策推進課長 そうである。

○委員 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とせたがやインクルージョンプランは大体同じ内容、系列に当たるのか。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は処遇改善、せたがやインクルージョンプランは事業所の環境整備で、少しトーンが違うが、立てつけの違いを説明願う。

○障害施策推進課長 計画に基づくひもづけということでは、3年に1度の計画で、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害施策推進計画は一緒であるが、文言の違いか。

○委員 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は処遇改善、せたがやインクルージョンプランは事業所の環境整備で、言葉の前向き度の違いは何なのか。もし合わせるなら、処

遇改善、事業所の環境改善とするなど、少し言葉的に気になった。

○障害施策推進課長 処遇改善加算等は障害施策推進計画にも同じようにある。言葉の使い方、前向き度について確認して、前向きな書き方に改めていきたい。

○委員 直接の処遇改善を入れることも検討願いたい。

○委員 資料2の40ページ、災害への備えの推進について、私どもも地元自治会でやっているが、障害者の方から積極的に関わってくることが非常に少ないので、世田谷区として、自治会への参加に対して積極的に取り組む必要があると感じる。

私どもの自治会は1万8000世帯、2万8000人で、加入率は約40%である。今、400班ある中での取組として、要支援者のような方々も含めて、各班で受援リストに入れるよう話をしているが、参加がどうも少ない。私どもは班に入っている障害者を災害時にすぐ救助に行ける体制を取っているが、支援が必要な方々が積極的に自治会に参加しないため、徹底が非常にしにくい。区から何とか支援して、PRする表現がここに入っているといいと感じているので、よろしく願う。

○障害施策推進課長 世田谷区障害者福祉団体連絡協議会の方々からも、障害当事者が参加することはとても大事であると指摘いただいている。私から地域振興課長に働きかけて、各まちづくりセンターでやっている防災訓練、防災塾等は一般の方が参加していいのか問い合わせして、定期的に障害者福祉団体連絡協議会の会長に渡して、そこから会員の方々に提供していただく等、地道なところから進めていきたい。

○委員 当事者の方々にも聞いていただきたいが、受け入れるという言葉が何となく引っかかり、こちら側にいて受け入れるとの表現かと思う。

○会長 具体的に何ページであるか。

○委員 例えば83ページには医療的ケア児・者の受け入れ体制の充実と書いてあるが、随所にある。この分野の当たり前の表現なのかもしれないが、世田谷は子どもたちも権利条例を学んでいるので、そこがもう一歩進むといいと感じている。

○会長 ほかにいかがか。

(なし)

○会長 報告(5)世田谷版地域包括ケアシステムの振り返りについて、事務局から説明願う。

(保健福祉政策課長 資料7 世田谷版地域包括ケアシステムの振り返りに
ついて(進捗報告)、資料7-1 世田谷版地域包括ケアシステム10年の振

り返り中間まとめ（案）について説明、省略）

○会長 本件について質問等はあるか。

（なし）

○会長 大部な資料を雑誌的に32ページにするとのことで、大変ではないかと思いながら聞いていた。

報告(6)世田谷区における保育の現状と取組みについて、事務局から説明願う。

（保育課長 資料8 世田谷区における保育の現状と取組みについて説明、省略）

○会長 本件について質問等はあるか。

○委員 待機児童が増えた一番の原因は、無償化で利用者が増えたのか。

○保育課長 昨年9月から第1子の保育料が無償化した部分と、それに伴い、働く方が増えており、特に1歳児で待機児童が多く出ている。

○委員 待機児童ということは、保育園に預けて働きたいが、働けない人たちが出ているのか。

○保育課長 保育施設に申し込んだが入れなかった方が待機児童になるが、資料の10ページ以降の一時預かり事業等、保育の預かりはほかにも事業があるので、その無償化も行いながら、保護者の方になるべく預けていただける環境整備をしている。

○委員 一時預かり事業である程度使ったとしても、保育料にかかっている税金は月30万円、1歳でも10万円、20万円であるが、子どもを預けられないことで自分は働けず、一時預かりだけでその差分を埋めることは難しいのではないかとの声、預けたいのに預けられないのは税金分のサービスを受けられていないとの話は出てきているのか。

○保育課長 直接、税金面での話ではないが、預けたいのに預けられないことで仕事を断念せざるを得ないとの声はかなりいただいている。

○会長 ほかにいかがか。

（なし）

○会長 配付資料について説明願う。

○保健福祉政策課長 配付資料は、令和7年度地域版地域ケア会議実施報告、保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の令和7年度事業報告についての2点である。

なお、地域ケア会議については、本審議会が全区版地域ケア会議を兼ねており、今年度は次回11月の審議会では報告を予定している。今年度のテーマは、昨年度から引き続き「対

象を限らない見守り」を取り上げたいと考えている。

○会長 以上で予定していた案件は終了した。

追加の意見等があれば事務局まで提出願う。

事務局から何かあるか。

○保健福祉政策課長 次回の審議会は令和8年11月6日金曜日を予定している。開催通知は改めて送付する。

審議会委員の任期について、本年9月30日で今期の審議会委員の任期が終了する。つきては、今期の委員による審議会は本日が最後となる予定である。誠に感謝する。

公募委員の委員、委員は2年間の任期であるので、本日が最後となる。また、委員は10年間委員を務めたため、同様に本日が最後となる。各委員に感謝する。

新たな任期となる10月以降については、改めてそれぞれの委員に依頼、相談する。次期の公募委員は7月15日から公募を行っている。

○会長 話があった各委員から一言挨拶願う。

○委員 本日で任期を終えるに当たり、一言挨拶する。2年間、公募委員として審議会に参加させていただき、誠に感謝する。

最初は私のような一住民がどこまで役に立てるか不安でいっぱいであったが、2年間、委員の皆様や事務局の方々の真摯な議論に触れて、地域の福祉や保健事業は、本当にたくさんの議論を重ねて、たくさんの時間をかけてつくられていることを初めて実感した。後ろにたくさんの方がいるおかげで成り立っていることを一住民として深く感謝する。

私としても、子育て世代の一人として現場で感じていることを住民の視点で伝える機会をいただけたことは本当に貴重な体験になった。今後は、一住民として、この2年で学んだことを地域の中で生かしながら、世田谷区を一生懸命応援していきたいと思う。

委員の皆様、事務局の皆様に心より感謝する。2年間ありがとうございました。（拍手）

○委員 この委員に選ばれて何ができるかと思っていたが、私は一区民、非専門家として、せいぜい素朴な疑問や質問をするぐらいしかできないと思い、精いっぱいやらせていただいた。

委員も言われたが、これだけの方々がすごく資料も用意していただき、現場の声も拾い上げながら、いろいろな施策がつけられていることに感銘を受けた。世田谷区の先進的な取組を改めて勉強することができて、本当に世田谷区に住んでいてよかったと思う。

今後も一区民として、参画はできないが、注視して、私の周りにいる人にも、このよう

に施策がつくられていて、皆さんが汗を流して、本当に区民のためを思っているいろいろなやっていることを伝えていくことが私にできることであると思う。ぜひ今後も頑張っていたきたいし、見守らせていただきたいと思う。

事務局には本当に丁寧な対応をしていただき、委員の方々からも勉強させていただいた。本当にありがとうございました。（拍手）

○委員 貴重な時間に感謝する。私は10年満期で今回退任する。

資料7にもあった世田谷版地域包括ケアシステムに地域の薬局がどのように関わって、区民のために働けるのかをテーマに、この10年間やってきたと考えている。世田谷区がこれからどういう方向に向かっていくのか、非常にいろいろな意見を賜うことができ、薬剤師会としても、それに沿ってどのような活動をしていけばいいのか、我々の行動の指針になっていったと思う。

一言言わせていただきたいが、地域包括ケアシステムは生き物であり、どんどん成長していき、高齢者が増え、少子化になり、障害者等の問題も踏まえて、その時代、時代で少しずつ変化、成長していかなければならないと非常に感じた。

世田谷区行政の皆様、委員の方々、非常に勉強させていただき感謝する。私はもう少し薬剤師会の会長をやるので、そちらで今後とも協力していきたいと思うので、よろしく願う。ありがとうございました。（拍手）

○会長 3人の委員の皆様に感謝する。

以上で本日の審議会を閉会する。

午後8時24分閉会